

うるま市道路等照明施設LED化事業

業務説明資料（仕様書）

令和7年10月

うるま市

うるま市道路等照明施設LED化事業
業務説明資料（仕様書）

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、「うるま市道路等照明施設LED事業」（以下「本業務」とする）に適用する。

第2条 関係条例などの遵守

本業務は、本仕様書の定めるもののほか、下記の関係条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

第3条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期間内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書
⑥業務完了届 ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第4条 管理技術者及び主たる担当技術者

受注者は、資格を必要とする作業がある場合は、その資格を業務計画書に明記し、それぞれの資格を有する者に施工させなければならない。

第5条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打合せを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。なお、本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の重要性を認識し、本業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第10条 適正な管理

受注者は、本業務の実施にあたって、個人情報の取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失、棄損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）の防止を図り、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第11条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第12条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第13条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第14条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第15条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続は受注者の責において行うものとする。

第16条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第17条 補則

本仕様書に定めない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

第2章 業務内容

第18条 事業の名称

うるま市道路等照明施設LED化事業

第19条 目的

うるま市（以下「本市」という。）は、「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量を削減及び高騰する電気料金の削減による行政コストの軽減、加えて、水銀ランプの製造及び輸出入が令和3年より禁止、蛍光灯の製造及び輸出入が令和9年までに段階的に廃止されることから、道路等照明施設のLED化を早急に進める必要がある。

これらを踏まえ、本市で管理する道路、公園、港湾、市営住宅（一部）の照明灯について、温室効果ガス排出量、電気料金の削減及び維持管理の効率化を図ることを目的に、設計、施工、維持管理において、民間のノウハウ、経営能力、技術的能力を活用できる「ESCO(Energy Service Company)事業」を導入し、一括してLED化することとする。また、本事業はギャランティード・セイビングス契約で行うこととする。

本募集は、ESCO事業の実施にあたり、当該目的に合致する最も優れた事業者の提案を選定するため、公募型プロポーザル方式による提案の募集を行うものである。

第20条 契約期間

契約締結の日から令和18年3月31日まで

第21条 業務内容

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 現地確認・精査等

調査設計にあたり、現地確認及び既存資料等を基に以下の内容について精査する。なお、市の管理数及び更新対象数は以下を想定している。

a	LED化されていない道路照明灯	804灯
b	LED化されていない公園照明灯	254灯
c	LED化されていない港湾照明灯	5灯
d	LED化されていない市営住宅照明灯	225灯
e	LED化済みの道路照明灯	199灯
f	LED化済みの公園照明灯	109灯

ア) 位置調査（対象：a, b, c, d, e, f）

イ) 所在地、引込柱、管理番号、お客さま番号など設備管理上必要となる各種情報の調査（対

象：a, b, c, d, e, f)

ウ) 設備調査 (対象：a, b, c, d, e, f)

灯具の種類、引込方法（単独、分電盤）、ワット数、アダプタの有無、タイマーの設定、自動点滅器等の有無

エ) 専用柱の劣化判定 (対象：a, b, c, d, e, f)

老朽化していると判定された場合は、対応について市と協議する。

オ) 設備改修に係る調査 (対象：a, b, c, d)

(2) 電力契約の照合、電力契約申込み、共架申請

ア) 電力会社と緊密に連携し、既設照明灯等に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合

イ) 電力契約と既設照明灯等との相違の把握・整合

設備があつて電力契約がないもの、又は電力契約があつて設備がないものを選別し、電力会社及び市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。

ウ) 既設照明灯等のLED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込みの実施

(3) 照明灯管理システムの構築及びデータ更新

ア) 世界測地系データに基づくデジタルマップに、現地調査や電力契約の整合の結果を反映させた上で、ESCO設備の把握、管理及びデータの更新が容易に可能な照明灯管理システム（以下「管理システム」）の構築を行う。

イ) 管理システム上で管理する必要項目は次のとおりとする。なお、調光状況のモニタリングやデータ収集・活用等により、本業務目的の達成に資する管理システムとし、事業者の提案等により管理項目を追加する場合があるため、詳細については、本市と協議の上、決定する。

- ① 管理番号
- ② 位置情報、公園名、施設名
- ③ 灯具仕様（灯具種別、形式、ワット数、タイマーの設定、自動点滅器等の有無等）
- ④ 電柱番号（共架電柱及び沖縄電力引込柱番号等）
- ⑤ 電力契約情報（営業所名、名義、番号、種別、容量、契約灯数）
- ⑥ 設置年月日及び施工者名
- ⑦ 照明柱情報（形状、色、高さや径等の寸法）
- ⑧ 修繕、移設等の記録（作業年月日、作業内容、施工業者名等）
- ⑨ 写真
- ⑩ 点灯状況のモニタリング

ウ) 事業期間中に、本市が新設、移設及び撤去するもの並びに本市に移管されるものについても、管理システムの対象とし、定期的にデータを更新する。

エ) 管理システムの構築にあたっては、「道路」、「公園」、「港湾」、「市営住宅」の施設毎に区分して表示できるよう、レイヤー等を分けること。

- オ) 市営住宅については、上記管理システムの他、必要に応じてESCO設備の把握・管理に必要な情報も整備すること。

(4) 照明灯管理プレートの設置

- ア) 管理番号を表記した管理プレート又はステッカーを、歩行者及び利用者から視認しやすい箇所に設置すること。
- イ) 管理番号は、既存の番号を廃止し、新たな番号を照明灯1基に対し1つ割り当てるものとする。
- ウ) 管理プレート（ステッカー）の材質は、耐候性能があり、錆の発生がないものとし、文字は劣化しにくく視認が容易なものとする。
- エ) 既にLED化されている照明灯についても、管理プレートを設置すること。
- オ) 本契約期間中において、市が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、市に移管される照明灯についても、管理プレートを設置すること。

(5) 設備のLED化改修等に係る計画の策定、設計、施工及び施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

- ア) 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定、施工及び施工管理。
- イ) 近隣住民や交通及び施設利用者に配慮し十分な安全対策を講じた施工計画の策定、施工及び施工管理。
- ウ) 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画の策定、施工及び施工管理。

(6) 既設照明灯設備の撤去、リサイクル及び廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

- ア) リサイクルや廃棄処分に関する施工計画の策定。
- イ) 撤去工事の施工及び施工管理を実施。
- ウ) 撤去した設備（灯具本体、グローブ、ガラス、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から、原則リサイクルし、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。

(7) 設備の維持管理・保証（無償修繕等）

- ア) 事業者は、導入したESCO設備について、維持管理に係る事業計画に基づき、市等からの修繕連絡を受けた後、該当設備を調査し、修繕等を行う。
- イ) 事業者は、市からの設備に関する新設、撤去、移設等の連絡に基づき、照明灯管理システムのデータを更新する。また、ア)の修繕結果についても同様とする。
- ウ) 事業者は、既にLED化されている照明灯についても、照明灯管理システムにデータを反映し、契約終了までデータ管理を行う。
- エ) 事業者は、市が新設した照明灯及び開発行為等により管理者以外のものが設置し、市に移管される照明灯についても、管理システムに反映するためのデータを作成し契約終了までデータ管理を行う。
- オ) 本契約にて更新した設備の設置後から契約満了（10年間）までの間、不点灯等の不具

合発生時に速やかに対応を行うこと。

カ) 事業者は、市等から受け付けた該当設備の故障（不点灯等）について原因究明を行い、原則5営業日以内に修繕を行う。ただし、やむを得ない事情により期間中の修繕が行えない場合には、日程等について市と協議を行う。

キ) 修繕の際に生じる費用は、その損害の原因により次のとおりそれぞれが負担することとする。

① 事業者が費用負担する場合

- a 導入したESCO設備の不具合による故障
- b 本事業導入時の施工不良による故障
- c 本事業期間中の事業者による施工不良による故障又は破損
- d 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故などその他偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害

② 市が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など市又は市の依頼による作業者の責による損害
- b 車両等の接触や衝突にて生じた損害
- c 地震、噴火に起因する損害
- d 戦争、暴動、変乱による損害
- e その他、上記①以外で、事業者の責によらない損害

ク) 事業者は、設備の修繕の実施結果及び設備の維持管理状況を定期的に市に報告する。市は、維持管理が計画どおりではない、又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずることができる。

ケ) 事業者は、市が市民等から受けた要望（まぶしい、暗い等）について、調光、遮光板（又はルーバー等）の設置、灯具の変更等の対応を行う。

(8) 省エネルギー効果の計測・検証・保証

ア) 事業者は、提案書に示した電気料金削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するために、計測・検証業務を行うものとする。

イ) 事業者は、毎年度、ア)の検証結果及び修理・交換等の記録を市に報告するとともに、市の確認を受けること。

ウ) 検証の結果、契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額にとどかなかった場合は、その差額を事業者が補償する。

(9) その他

ア) ESCO事業者は、ESCO設備について、自己の負担で保険に加入する。ただし、加入する保険の種類及び内容については、本市と協議の上、決定するものとする。

イ) 照明柱の建替えや修繕等により、事業者以外のものがESCO設備を取り外し、再度取り付ける必要があった場合は、工事を実施する者の責任においてこれを行うものとする。この場合、本市は、事前にESCO事業者へ連絡し、ESCO事業者はこれに協力するものとする。

る。なお、取り付け後のESCO設備については、ESCO事業者が管理する。

- ウ) ESCO事業者は、更新工事及び維持管理において、本市内の電気工事業者(うるま市入札参加資格名簿登録者)を活用すること。

第22条 照明器具に関する事項

(1) 共通事項

- ア) IS09001及びIS014001を取得している日本国内メーカーの製品とすること。
- イ) 電気用品安全法に基づく基準に適合していること。
- ウ) 製品に形式・ロットナンバーが明記され、管理がされていること。
- エ) 入力電圧は100V/200Vに対応できること。
- オ) 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。
- カ) フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策をしていること。
- キ) 定格寿命は60,000時間(光束維持率80%未満になった時)以上とし、安全な使用が可能であること。LEDランプでの更新の場合定格寿命は40,000(光束維持率80%未満になった時)時間以上とすること。
- ク) 光色は昼白色を原則とするが、電球色にも対応できる製品を使用すること。
LEDランプについては電球色に加えてナトリウム色にも対応できる製品を使用すること。
- ケ) 灯具交換を基本とするが、デザイン灯などの特殊形状の箇所では本市との協議の上、ア～キを満たす仕様のランプによる交換も可とする。
- コ) 既存灯具に遮光機能(遮光版、ルーバー等)が備わっている照明灯等は、同等の機能を有すること。ただし、現場の状況により不要とされるものがあることから、詳細については本市と協議のうえ、決定すること。
- サ) リアルタイムの利用状況に応じた段調光が可能であること。

(2) 道路照明灯

- ア) LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成27年3月、国土交通省)(以下「ガイドライン」という。)に適合する製品を使用し、ガイドラインに適合していることを証明する資料を提出すること。
- イ) 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- ウ) 曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能なこと。
- エ) 角度可変機能(0度から15度以上)を有すること。
- オ) 原則としてすべての箇所に落下防止策を講じること。

(3) 公園照明灯

- ア) 既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とすること。
- イ) 電気用品安全法のほか、関連するJIS規格等に適合又は参考としていること。
- ウ) 防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当するIP23以上とすること。
- エ) 既設ポールに取り付けが可能であること。
- オ) LEDモジュール制御装置が器具内若しくはポール内に収容できる構造であること。

(4) 市営住宅照明灯

ア) 対象施設は以下の通りとする。

- a 石川前原団地 RC造 4階建
- b 新開地団地 RC造 3階建
- c 赤崎団地 RC造 3階建
- d 東山第二団地 RC造 3階建
- e 石川中央団地 RC造 9階建

イ) 照明器具及び電球等使用する全てのLED照明は新品のものとし、JIL5004「公共施設用照明器具」に登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても同様とすること)。

ウ) 耐候性に優れたものを使用すること。また、必要に応じて耐塩害性能のある製品について検討すること。

エ) 既存照明と同等程度の照度、材質、機能を確認することを原則とすること。

オ) 種類(埋込、直付等)、形状及び寸法は、既設照明器具と同等とすること。なお、同等とすることができない場合には、対応策等を提示し、本市の承諾を得て更新すること。

カ) 用途ごとの平均照度は、原則、JIS Z 9110「照度基準総則」に準拠すること。

キ) 照明器具の配置は原則変更不可とするが、やむを得ない場合は、協議の上変更することができる。

ク) 作業用足場等は事業者負担とする。

ケ) 既存の照明器具と更新後の照明器具で、形状寸法の差等により隙間が生じる場合は、ブランクプレート等で塞ぐこと。

コ) 劣化した配線(長期の使用に耐えられないもの)については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。ただし、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途協議のうえ施工するものとする。なお、アスベスト含有調査、撤去費用等にかかる経費は事業者が負担するものとする。

サ) 管球交換の場合、管球取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行いLED照明に取り替えること。この場合、安定器が劣化や破損等存置に耐えうる可能性が低いと判断される場合は撤去・処分すること。また、劣化したソケット及び配線(長期の使用に耐えられないもの)については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。ただし、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合は別途協議のうえ施工するものとする。なお、アスベスト含有調査、撤去費用等にかかる経費は事業者が負担するものとする。

第23条 電気料金の試算に関する事項

(1)既設の照明灯数

電気料金の試算にあたり、使用する照明灯数は別表1に示す既設照明灯数を用いるものとする。

(2) 電気料金試算方法

電気料金の試算にあたっては、点灯時間は「電力料金及び年間点灯時間の表示に関するガイドライン（日本照明工業会）」より、年間4,000時間とする。

電力単価は、沖縄電力株式会社が公表している令和7年4月の電気料金単価を用いることとし、全て公衆街路灯A契約とする。また、燃料費等調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等を含むこととする。

(3) CO₂排出係数

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

CO ₂ 排出係数	0.638(kg-CO ₂ /kWh)
----------------------	--------------------------------

※電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-R5年度実績- R7.3.18 参照

第24条 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

- ア) 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。
- ウ) 導入設備の設置後から契約満了（10年間）までの間、不点灯などの不具合発生時に速やかに対応が行えること。
- エ) 本事業終了時においては、円滑な業務の引継ぎができるよう協力すること。

(2) 地方債の活用

- ア) 本事業は地方債(令和7年度脱炭素化推進事業債)を活用予定であることから、令和7年度内の工事着手を要するため、業務工程に留意すること。
- イ) 事業者は、市が地方債の申請等にあたって必要となる書類の作成に協力すること。

(3) 契約期間中の市と事業者の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(4) 市と事業者の責任分担

ア) 基本的な考え

本事業の提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として以下の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ) 事業の継続が困難となった場合における措置

市と受託候補者の契約協議の結果、契約締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、受託候補者の責により契約ができない場合は、市は受託候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- ② 市の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、市と協議の上、合意した金額を請求できるものとする。

予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
事業全般	実施要項の誤り	実施要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	効果保証の未達	削減保証額を達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		市の事業放棄、破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	応募コスト	事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	資金調達	応募コストの負担		○
工事段階	不可抗力	必要な資金の確保に関すること	協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（建設費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	立ち入り許可	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	協議	

工事 段階	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の指示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期		○
	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断の不備による工事費の増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	支払遅延・不能	市の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの		○
		省エネルギー保障行為の不履行		○
維持 管理 関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の増大	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
	設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	市施設の損傷	事業者の故意・過失に起因する市の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷	○	
	瑕疵担保	導入設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	契約不適合	導入設備に関する契約不適合責任		○
効果 検証	設備の不良	導入設備が所定の性能を達成しない場合		○
	計測検証	計測・検証報告への疑義		○
	電気料金単価の変動	電気料金の単価の変動	○	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

別表1 既設照明灯数

804灯(a LED化されていない道路照明灯) + 199灯(e LED化済みの道路照明灯) = 1,003灯

道路	W数	灯数
	水銀100W	276
	水銀200W	17
	水銀250W	195
	水銀300W	25
	ナトリウム70W	77
	ナトリウム110W	32
	蛍光32W	182
	LED10W	2
	LED40W	8
	LED60W	189
	合計	1,003

254灯(b LED化されていない公園照明灯) + 109灯(f LED化済みの公園照明灯) = 363灯

公園	W数	灯数
	水銀100W	25
	水銀200W	59
	水銀250W	32
	水銀300W	11
	水銀400W	37
	ナトリウム70W	4
	ナトリウム110W	32
	蛍光16W	18
	蛍光32W	29
	LED10W	23
	LED20W	6
	LED40W	7
	LED60W	63
	LED100W	8
	合計	354
公園 (キャロット愛ランド)	W数	灯数
	水銀250W	2
	合計	2
公園 (農村公園)	W数	灯数
	水銀100W	4
	ナトリウム70W	1

	LED40W	2
	合計	7

5灯(c LED化されていない港湾照明灯)

港湾	W数	灯数
	水銀300W	4
	水銀400W	1
	合計	5

225灯(d LED化されていない市営住宅照明灯)

市営住宅	W数	灯数
	白熱60W	199
	水銀250W	8
	ナトリウム70W	18
	合計	225